

審 査 書

横浜リ・スタイル(Re-Style)プロジェクトに係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第23条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横 浜 市 長
中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏名 : 萬世リサイクルシステムズ株式会社 代表取締役社長 藤枝慎治
住所 : 横浜市金沢区鳥浜町17番地3

2 対象事業の名称及び種類

名称 : 横浜リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト
種類 : 廃棄物処理施設の建設
(産業廃棄物中間処理施設及びごみ処理施設の新設)

3 事業実施区域

横浜市金沢区鳥浜町17番地3

第 2 審査意見

事業者が作成した環境影響評価準備書及び環境影響評価書並びに手続きについて審査した結果、事業特性及び周辺地域の環境特性を踏まえ、次の事項について留意されたい。

1 全般的事項

横浜リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト(以下「本事業」という。)は、萬世リサイクルシステムズ株式会社が横浜市金沢区鳥浜町の特別工業地区

に、既存建物を利用し建設廃棄物等の木くずをチップ化する施設、廃プラスチック類等をR D F化（廃棄物固形燃料化）する施設及びトナーカートリッジ等を資源化するために分別するリサイクル施設を整備するものである。

本事業においては施設の工事、施設の存在及び供用に伴う環境影響が周辺地域に及ぶ可能性は少ないが、周縁部には住宅地が存在していることから事業活動は計画に従い環境に配慮して行う必要がある。

2 個別的事項

(1) 供用時

ア 地域社会

計画では車両の搬出入ルートは住宅地域を避けて設定されているが、事業者は搬出入業者に対し車両の走行ルートを遵守させる必要がある。

3 事後調査

(1) 供用時

ア 悪臭

廃プラスチック類等をR D F化する製造過程で発生する悪臭の漏れだしについては、その影響が懸念される風向条件で事後調査を行い、必要に応じ対策を検討すること。

イ 地域社会

操業時に搬出入車両が計画ルートを走行しているか、搬出入車両の走行調査を行い、必要に応じ対策を検討すること。

【参考】手続き経過

- 1 環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出
縦覧場所：環境保全局調整部環境影響審査課
金沢区総務部区政推進課
縦覧期間：平成14年8月20日から平成14年10月3日まで
意見書：提出なし

- 2 環境影響評価準備書の縦覧及び意見書の提出
縦覧場所：環境保全局調整部環境影響審査課
金沢区総務部区政推進課
縦覧期間：平成14年11月5日から平成14年12月19日まで
意見書：提出なし

- 3 環境影響評価書の縦覧及び意見書の提出
縦覧場所：環境保全局調整部環境影響審査課
金沢区総務部区政推進課
縦覧期間：平成15年1月15日から平成15年2月13日まで
意見書：提出なし

- 4 事業者説明会
平成14年11月28日14時から16時 出席者17名 鳥浜振興会館
平成14年12月1日14時から16時 出席者16名 並木地域ケアプラザ

- 5 意見陳述
準備書に対する意見陳述の申出なし